

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和5年7月、8月、9月、10月、11月及び12月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月29日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

財務監査及び行政監査の結果

令和6年2月29日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、16 機関	
教育委員会	98 機関のうち、0 機関	
公安委員会	60 機関のうち、0 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、0 機関	計 385 機関のうち、16 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり10機関において9件の指摘事項及び6件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	商工労働部	労働雇用課	8月24日	実地	-	-	-	8月4日（実地）
2	農政部	農地整備課	7月28日	書面	-	-	-	6月23日（書面）
3	林政部	森林経営課	7月28日	書面	1	-	-	6月23日（書面）
4	県土整備部	岐阜土木事務所	12月22日	実地	2	-	-	11月21日～22日（実地）
5		大垣土木事務所	12月8日	実地	1	-	-	11月6日～7日（実地）
6		揖斐土木事務所	9月25日	実地	-	-	-	6月26日～27日（実地）
7		美濃土木事務所	10月11日	実地	-	-	-	7月6日～7日（実地）
8		郡上土木事務所	11月22日	実地	1	-	-	10月30日～31日（実地）
9		可茂土木事務所	11月1日	実地	2	2	-	9月27日～28日（実地）
10		多治見土木事務所	7月19日	実地	-	2	-	6月8日～9日（実地）

11	県土整備部	恵那土木事務所	11月27日	実地	1	-	-	10月24日～25日(実地)
12		下呂土木事務所	11月9日	実地	-	1	-	10月4日～5日(実地)
13		高山土木事務所	10月25日	実地	1	-	-	8月28日～29日(実地)
14		古川土木事務所	7月12日	実地	-	-	-	6月1日～2日(実地)
15	都市建築部	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	12月22日	実地	-	1	-	10月31日(実地)
16		流域浄水事務所	7月14日	実地	-	-	-	6月5日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数：10機関				9件	6件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
森林経営課	指摘事項	白鳥林木育種事業地に係る管理作業委託業務の契約事務において、林木育種事業地管理運営事業の変更設計額を算出する際に労務費を誤ったことにより、変更後の契約金額が2,200円過大に支払われていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜土木事務所	指摘事項	道路占用料の収入事務において、令和3年度及び令和4年度の道路占用料を363,198円過大に徴収しており、過大徴収した道路占用料を還付する際に、還付加算金4,400円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料16,830円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣土木事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料624,514円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
郡上土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として306,088円の費用負担が発生するとともに、修繕料180,000円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂土木事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として114,805円の費用負担が発生するとともに、修繕料等612,821円(うち相手方負担分63,450円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料193,435円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公文書等の写し等の供与に要する費用の収入事務において、支払を受けた現金10円を20円として現金出納簿に記載していたものがあったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	道路パトロール関連システム(情報収集用)の利用契約に

		より使用しているタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料3,300円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見土木事務所	指導事項	流水占用料の収入事務において、納入通知書の納期限を納入通知書発付日である令和4年4月1日から20日以内とすべきところ、令和3年4月20日としていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として129,393円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
下呂土木事務所	指導事項	除雪ドーザ(18t級)の調達に係る特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約)事務において、競争入札により落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に岐阜県公報により落札者等の公示を行うべきところ、291日後に行われていたので、今後は適正に処理されたい。
高山土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料31,284円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜駅周辺鉄道高架 工事事務所	指導事項	物品の管理事務において、購入した大判プリンターの取得価格を566,412円として物品登録すべきところ、搬入料66,088円及び設置料34,430円を含めた666,930円で物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。